

新潟市市民活動支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月1日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第1号

新潟市市民活動支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市市民活動支援センター条例施行規則（平成16年新潟市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（休館日及び開館時間）」に改め、同条本文中「新潟市市民活動支援センター（以下「センター」という。）」を「センター」に、「及び休館日は、別表第1の」を「は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条ただし書中「これら」を「これ」に改め、同条に次の各号を加え、同条を同条第2項とする。

(1) 月曜日から金曜日まで（次号の休日に当たる日を除く。） 午前9時から午後10時まで

(2) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 午前9時から午後6時まで

第2条に第1項として次の1項を加える。

新潟市市民活動支援センター（以下「センター」という。）の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

第6条第1項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第5号中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。